令和5年度第9回農業委員会総会議事録

| 開会月日 | | 令和5年12月25日(月) | | 開議の時刻 午前 10 時 30 分 | | | |
|------------------|------|----------------------------------|----|--------------------|--------|----|--|
| 場所 | | 市総合会館3階 303会議室 | | 閉議の時刻 午前 11 時 12 分 | | | |
| 議長東松山市農業委員会長野村孝行 | | | | | | | |
| 委 員 の 出 席 状 況 | | | | | | | |
| 典長坐光禾女旦貝 | 席次番号 | 氏 名 | 摘要 | 席次番号 | 氏 名 | 摘要 | |
| | 1 | 松崎 昭三 | 出席 | 7 | 藤野 香織 | 出席 | |
| | 2 | 杉浦 勉 | " | 8 | 松本 禮子 | IJ | |
| | 3 | 島田 安三 | JJ | 9 | 荒川 光明 | IJ | |
| | 4 | 千葉 有美子 | JJ | 1 0 | 久保田 節子 | IJ | |
| | 5 | 宇津木 昭一 | JJ | 1 1 | 野村 孝行 | IJ | |
| | 6 | 鹿田明 | JJ | | | | |
| 農地利用最適化推進委員 | 担当地区 | 氏 名 | 摘要 | 担当地区 | 氏 名 | 摘要 | |
| | 松山 | 加藤 周二 | 欠席 | 高坂 | 木村 正雄 | 出席 | |
| | | 利根川 里美 | 出席 | | 坂上 夏苗 | IJ | |
| | 大 岡 | 大木 幹雄 | " | | 田口豊 | IJ | |
| | | 橋本 隆 | JJ | 野本 | 新井 勝美 | IJ | |
| | | 宮永 貞夫 | IJ | | 飯嶋 徳造 | IJ | |
| | 唐 子 | 戸井田 貞義 | IJ | | 加藤 喜之 | IJ | |
| | | 山田 弘明 | IJ | | 山下 哲生 | IJ | |
| | | 小澤 謙一 | IJ | | | | |
| 議題等 | | ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 | | | | | |
| 公開・非公開の別 | | 公開 | | | | | |
| 傍聴者数 | | (会議を公開した場合) 0人 | | | | | |
| 非公開の理由 | | (会議を非公開にした場合) | | | | | |
| | | 議事参与者 | | | | | |
| 事務局 | | 氏 名 | 摘要 | | | | |
| 事務局長 | | 松﨑 一祐 | 出席 | | | | |
| 副主幹 | | 荒能 豊 | 11 | | | | |
| 主 任 | | 福島 誠 | " | | | | |

| 議案 | 議事順末 | | |
|---------------------------|------------------|---|--|
| 100 | 1 開 会 | 副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。 | |
| | 2 議事録署名委員の選任について | | |
| 議案第1号 農地法第3条 の規定による | 3 議 事 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件に ついて | |
| 許可申請承認の件 | | 1番の申請について 唐子地区・荒川委員より、1番の申請について、大字石橋 在住の申請人(受人)より、元宿一丁目在住の申請人(渡人) が、大字石橋地内に所有する農地(畑1筆)を、受人は農業 経営拡大の為、渡人は会社員の仕事が忙しく農作業に従事出 来ない為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調 査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、 受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている 状態である。年間の農業従事日数も150日を超えていて、許 可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し た。 | |
| | | 2番の申請について 唐子地区・荒川委員より、2番の申請について、大字石橋 在住の申請人(受人)より、大字石橋在住の申請人(渡人) が、大字石橋地内に所有する農地(田1筆)を、受人は自己 所有農地に隣接しており、一体利用が可能な為、渡人は高齢 により管理が出来なくなってきた為、所有権を移転したい旨 の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保 全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関して は、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数 も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされ た。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し た。 | |
| | | 3番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、3番の申請について、大字田木 在住の申請人(受人)より、大字田木在住の申請人(渡人) | |

が、大字田木地内に所有する農地(田1筆)を、受人は自己 所有農地の隣地であり、効率的に耕作できるようになるため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転 したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地 として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地 に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業 従事日数も150日を超えていて、許可相当であるとの報告が なされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4番の申請について

野本地区・杉浦委員より、4番の申請について、大字上野本在住の申請人(受人)より、若松町二丁目在住の申請人(渡人)が、大字上野本地内と大字下野本地内に所有する農地(田7筆)を、受人は農業経営拡大のため、渡人は体調不良により農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も150日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件に ついて

1番の申請について

松山地区・千葉委員より、1番の申請について、松本町一丁目在住の申請人(受人)より、日吉町在住の申請人(渡人)が、大字松山に所有する農地(田1筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、2番の申請について、大字正代 在住の申請人(受人)より、大字正代在住の申請人(渡人) が、大字正代地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅 に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされ

議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請承認 の件 た。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、 農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判 断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを 得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、3番の申請について、あずま町一丁目在住の申請人(受人)より、東京都練馬区在住の申請人(渡人)が、大字西本宿地内に所有する農地(畑2筆)を、住宅敷地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、住宅敷地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の 件について

議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨の説明が行われる。

内容審議の結果、49筆の利用権設定を承認した。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の件について

議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第19条第3項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。

議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」と して、これを承認した。

議案第 5 号 農業振興地域整備計画用途区分変更申請について協議の件について

議長は市農政課に対し説明を求め、市農政課より農業振興

議案第3号 農用地利用集 積事業による 利用権設定承 認の件

議案第4号 農用地利用集 積等促進計画 (案)の件

議案第5号 農業振興地域 整備計画用途 区分変更申請

について協議 の件

地域整備計画の用途区分変更の申請があった案件に関し、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。

(1)農用地区域からの除外案件

1番と2番の事案について

唐子地区・荒川委員より、1番から2番の事案について、 申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告が なされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、1番から2番の事案について除外はやむを得ないとした。

3番と4番の事案について

高坂地区・鹿田委員より、3番から4番の事案について、 申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告が なされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、3番から4番の事案について除外はやむを得ないとした。

5番と6番の事案について

野本地区・杉浦委員より、5番から6番の事案について、 申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告が なされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、3番から4番の事案について除外はやむを得ないとした。

久保田委員より、資料の農用地区域番号について、重複している事案がある旨の質問がなされた。

市農政課より、農用地区域番号は農業振興地域整備計画の中の区域番号であり、重複しているのは同じ番号の区域に所在する農地であるためである旨の説明がなされた。

報告事案

農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件

事務局報告案件

議長は事務局に説明を求める。

農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。

農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。

農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、6件を確認する。

事務局より、前回総会において確認した上での報告とされていた、第8回総会議案第3号 農地法第4条の規定による

その他

許可申請承認の件についての1番の申請の、営農型太陽光の 一時転用期間について、荒廃農地の再生利用のため、10年 間である旨の報告がなされた。

島田委員より、荒廃農地の再生要件に該当させると、「当該設備の下部の農地における単収が、平均的な単収と比較して2割以上減収するおそれがないと認められること」の適用がないため、太陽光設置後にまた荒廃するおそれがある。そのため、できるだけ担い手要件に該当させるべきだし、許可権者の判断に委ねるべきだ、との意見がなされた。

農業委員会総会の開催について

次回開催日 令和6年1月25日(木)

午前 10 時 20 分~

会 場 市総合会館3階 303会議室

午前11時12分議長は今回上程した議案について審議を終 了した旨を告げ、令和5年度第9回総会を閉じた。

以上の顚末に相違ないことを証するため署名する。 令和6年1月25日

議長 野村 孝行

委員 松本 禮子

委員 荒川 光明